

第2節 環境を意識した事業活動の推進

1 企業等における環境活動の促進【環境政策課】

(1) 環境活動に関する最新関連情報の提供

県では、環境ふくい推進協議会と連携して企業等に対し、メールマガジンの配信や情報誌等の発行、イベントの開催などにより環境活動に関する最新関連情報を提供し、環境活動の資質向上を支援しています。詳細は、本章第3節 環境情報の収集・提供をご参照ください。

(2) 公害防止協定^{*1}

公害防止協定は、地域の状況や個別事業所の操業内容に応じたきめ細かい環境保全対策を盛り込むことができ、法律や条例による一律的な規制を補完するものとして有効な手段です。

県では、県が造成し、維持管理する工業団地であるテクノポート福井に立地する事業所または広範囲な地域に環境影響を及ぼすおそれのある事業所との間で、公害防止協定の締結を進めています。

協定では、事業所の操業形態等に応じた公害防止対策を規定するとともに、立入検査や公開の原則、住民に損害を与えた場合の無過失損害賠償責任についても規定を設け、公害防止対策の実効性の担保などを図っています。

公害防止協定を締結している事業所数は、令和6年12月末現在で計72事業所となっています。

また、市町においても、公害防止協定や環境保全協定を締結しており、その件数は、令和6年3月末現在、13市町434件となっています。

(3) ふくいの環境を守るための資格取得支援事業

環境ふくい推進協議会の企業または団体会員を対象として、資格を取得する際の必要経費を補助する事業を行っています。対象となる資格は、公害防止管理者等の環境法令の遵守に役立つ資格や自然観察指導員等の自然体験教室の内容充実に役立つ資格で、これらの有資格者を増やすことで福井県の豊かな自然環境の保全を促進する事が目的となっています。

令和6年度は、11月末現在で企業および団体から17名分の申請を受け付けています。

補助対象となる資格の種類や申請書の様式など、本事業の詳細については、協議会ホームページをご確認ください。

^{*1}公害防止協定：公害防止の一手法として地方公共団体または住民と企業との間で締結される協定をいいます。公害防止協定は、地域に応じた公害防止の目標値の設定や具体的な公害対策の明示ができるなど、法令に基づく規制を補完する性格があります。

(4) 福井県庁環境マネジメントシステム

県では、環境に配慮した社会経済システムの構築を推進するため、平成12年から福井県庁環境マネジメントシステムの運用を開始しました。

部局ごとに電気・水などの削減の目標値を定め、目標達成に向けた取組みを積極的に行っています。

なお、本システムにおいて集計したエネルギーの使用量は、省エネ法定期報告書により、毎年度国へ報告しています。

令和5年度の本システムにおける実績は、表のとおりです。

また、取組みの結果は、内部の環境管理委員会および外部の専門家を交えた審査委員会での協議を経て、そのプロセスを含めて公表しています。

表5-2-1 福井県庁環境マネジメントシステムにおける実績

項 目	令和4年度	令和5年度	前年度比 増減率
ガソリン [kL]	301.1	305.5	1.5%
軽油 [kL]	300.4	258.4	△ 14.0%
灯油 [kL]	1,398.0	1,432.8	2.5%
A 重油 [kL]	4,319.8	4,152.7	△ 3.9%
LPG [千m ³]	18.3	17.4	△ 4.7%
都市ガス [千m ³]	308.9	331.7	7.4%
電気 [千 kWh]	85,074.2	85,152.2	0.1%
上水道 [千m ³]	607.5	610.0	0.4%
地下水 [千m ³]	1,181.8	1,330.8	12.6%
可燃ごみ [t]	493.3	473.2	△ 4.1%
不燃ごみ [t]	84.7	87.7	3.5%
コピー用紙 [t]	292.2	229.9	△ 21.3%

※ 対象範囲：本庁、出先機関および教育機関（県立大学・県警本部は除く）

※ 数値は、小数第2位で四捨五入して表示

◆第2部 分野別施策の実施状況

(5)環境に配慮した公共事業等の推進【土木管理課】

県では、公共工事を行う際、計画、施工の各段階で、環境への配慮事項を検討し、実施しています。特に、一定規模以上の公共事業の計画段階については、庁内各課による環境配慮型公共工事検討委員会^{*1}を開催し、多方面の検討を行っています。

令和5年度には、13事業について検討を行い、環境に配慮した方法で今後の事業を実施することとしています。

事例として、令和5年度に当委員会に報告された「吉野瀬川ダム建設事業」について、環境配慮の実施状況を以下に示します。

① 事業の概要

吉野瀬川ダムは、九頭竜川水系吉野瀬川の、越前市広瀬町に建設される治水ダムです。総貯水容量780万m³、有効貯水容量680万m³で、洪水調節、流水の正常な機能の維持を目的としています。

② 野生生物への配慮（多様な動植物の保全）

毎年、有識者等の委員にて構成する自然環境検討会を実施し、希少猛禽類等の繁殖行動等に影響の少ない施工方法の検討を行っています。やむを得ず繁殖地近隣で工事を行う際には、営巣状況等のモニタリングを行いながら、慎重に工事を進めています。

工事現場内に生息している希少両生類については、別途整備したビオトープ^{*2}に移植しました。令和2年度までのモニタリング結果から、自然環境検討会において、移植先の定着を確認したとの評価を受けております。

③ 野生生物への配慮（照明の最小化・騒音防止）

ダム本体の夜間工事において、スポット照明や作業所等の窓にブラインド等を設置し、照明による影響を軽減しています。

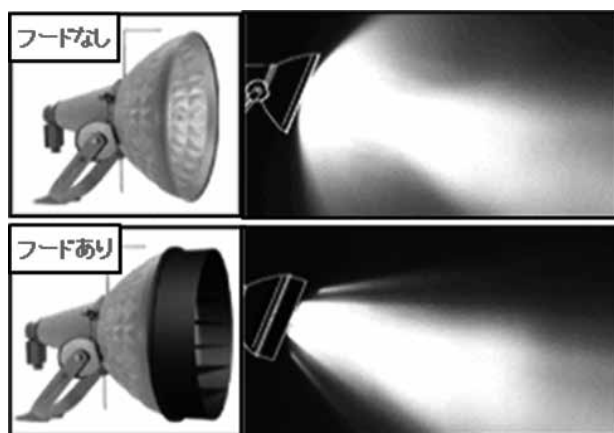
また、掘削時における多段発破（爆破のタイミングをずらすことで騒音・振動を低減する工法）の実施、低騒音・低振動型機械を使用し、騒音・振動による影響を軽減しています。



希少猛禽類営巣状況



希少両生類の移植状況



フードルーバーの効果イメージ



ダム建設の夜間作業状況（視認性影響軽減）

^{*1}環境配慮型公共工事検討委員会：県が行う公共事業について、自主的な環境配慮を行うために、平成12年7月に庁内の公共事業関係課および環境関係課等機関で組織されました。

^{*2}ビオトープ：特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な、ある限られた生物生息空間のことをいい、具体的には池沼、湿地、草地、里山林等の様々なタイプのビオトープがあります。

2 環境影響評価制度の推進【環境政策課】

(1) 環境影響評価

① 環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）は、土地の形状の変更や工作物の新設など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業等の計画や実施に当たり、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測および評価を行い、その結果を公表して、自治体や県民等の意見を聴いた上で、環境の保全について適正な配慮を講じようとするものであり、環境汚染の未然防止のための重要な有効な手段です。

十分な環境配慮が必要な大規模事業については、環境影響評価法または福井県環境影響評価条例において環境影響評価手続の実施を義務付けることにより、事業者の適切な対応を誘導することとしています。

② 環境影響評価の実施状況

令和5年度は、環境影響評価法に基づく「風力発電所の設置の事業」について、環境影響評価方法書が1件、環境影響評価準備書が2件提出され、それぞれ審査を行いました。

表5-2-2 環境影響評価等審査件数の推移

年 度		R1	R2	R3	R4	R5
環境影響評価法	配慮書	5	4	1	1	0
	方法書	2	5	0	0	1
	準備書	0	0	2	0	2
環境影響評価条例	配慮書	1	0	0	0	0
	方法書	1	0	0	0	0
	準備書	0	2	0	0	0
合 計		9	11	3	1	3

(注) 件数は図書送付日を基準に集計しています。

表5-2-3 許認可等および計画策定等に際しての環境配慮の調整件数（令和5年度）

許認可等に際しての 環境配慮 (88件)	・国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る事業者等への教示	43
	・森林法に基づく林地開発許可申請・連絡調整に係る事業者等への教示	1
	・廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設設置届出等に係る事業者等への教示	3
	・採石法に基づく岩石採取計画認可申請に係る事業者等への教示	0
	・温泉法に基づく温泉掘さく・温泉動力装置許可申請に係る事業者等への教示	2
	・鉱業法に基づく出願に係る事業者等への教示	2
	・墓地、埋葬時に関する法律に基づく墓地等変更許可に係る事業者等への教示	2
	・大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る事業者等への教示	35
計画策定等に係る 環境配慮 (13件)	・公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業の計画段階に係る協議	6
	・公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業の中間報告に係る協議	6
	・公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業の完了報告に係る協議	1
合 計		101

③ 環境影響評価に関する情報の提供

環境影響評価に関する制度やこれまでに実施された環境影響評価事例に関する情報などを、県の環境情報に関するホームページ「みどりネット」を通じて提供しています。

<https://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess>

(2) 環境保全の事前審査

許認可等の県が関与する様々な手続きに際して、環境保全の観点から必要な調整を実施しています。また、各種事業等の実施の基盤となる計画策定などに際しても、環境の保全の観点から事前審査を行っています。

① 許認可等に際しての環境配慮

国土利用計画法に基づく土地売買等の届出や森林法に基づく林地開発の許可など、県が関与する許認可等の手続に際しては、環境に配慮した事業の実施が行われるように行政指導を行うなど、必要な調整を行っています。

② 計画策定等に係る環境配慮

県環境基本条例第10条では、「県が講ずる施策の策定および実施に当たっては、環境の保全について配慮するものとする」と規定しています。

このため、県では、土地利用基本計画や都市計画等の策定・実施などに当たって、環境の保全の見地からの配慮が行われるよう必要な調整を行っています。

◆第2部 分野別施策の実施状況

3 適正な土地利用の推進

(1) 土地利用の適正化【土木管理課】

① 土地利用の現況

令和5年度に実施した土地利用現況把握調査において、令和4年の県土の利用状況は、森林74.2%、農用地9.5%、宅地4.5%です。

宅地、道路、その他を除いた自然的土地利用が県土の約87.2%を占めています。

図5-2-4 自然的土地利用面積の対県土面積割合推移

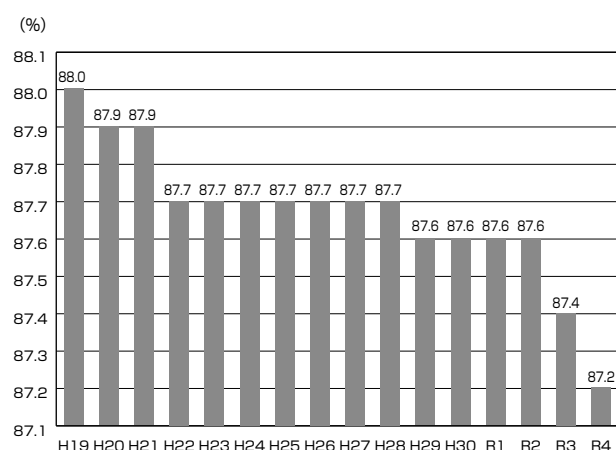
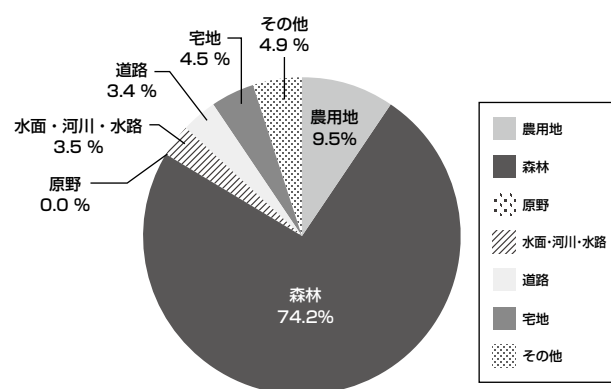


図5-2-5 県土の土地利用構成（令和4年）



(2) 国土利用計画および土地利用基本計画等

【土木管理課、中山間農業・畜産課】

本県では、県土の適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法に基づき国土利用計画および土地利用基本計画を定めるとともに、土地取引の規制、遊休土地の利用促進を行っています。

さらに、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の法律に基づき様々な土地利用計画が定められ、土地利用規制が行われています。

① 国土利用計画

国土利用計画は、国、県および市町が長期的な視点に立って、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念に策定しています。

② 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画（都道府県計画）を基本とし、5地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域および自然保全地域）について、土地利用の原則、5地域が重複する場合の調整指導方針など、土地利用の調整等に関する事項を定めるものです。この計画では、都市地域や自然保全地域の特別地区が重複する場合は自然環境としての保全を優先するなど、自然環境の保全にも配慮しています。本県では、昭和50年5月に福井県土地利用基本計画を策定し、その後おおむね毎年変更しています。

③ 土地取引の規制

地価の急激な上昇等に対する適切な措置を講じるため、土地取引を規制する制度として注視区域制度、監視区域制度および規制区域制度が設けられています。本県では、現在これらに該当する区域はありません。

また、一定規模（市街化区域2,000m²、その他の都市計画区域5,000m²、都市計画区域外10,000m²）以上の土地取引について、土地の取得者は、契約締結後2週間以内に利用目的等を知事に届け出なければならないことになっています。これを事後届出制度といいます。この制度では、知事は、届出のあった土地の利用目的を審査し、公表されている土地利用計画に適合しない場合や著しい支障があると認められる場合は、土地の利用目的について必要な変更を行うことを勧告することができます。

令和5年は48件の届出があり、市町別では福井市が最も多く24件、次いで坂井市6件、越前市、永平寺町がそれぞれ5件でした。利用目的別では、生産施設20件、商業施設12件、その他（資産保有など）16件となっています。地目別では、林地23件、田畑12件、宅地11件などでした。

令和6年上半期における届出の件数は19件で、市町別では、福井市6件、大野市、越前市それぞれ3件などとなっています。利用目的別では、生産施設7件、商業施設2件、その他（資産保有など）10件などとなっています。地目別では、山林14件、宅地3件などとなっています。

④ 遊休土地の利用促進

知事は、事後届出をした土地の所有者などが取得後2年以上その土地を未利用のまま放置した場合において、有効な土地利用が必要と認められたとき、その土地を遊休土地である旨を通知します。これを遊休土地制度といいます。この制度では、所有者に積極的な活用を求めるため、所有者に土地の利用処分計画の届出をさせるほか、土地の有効かつ適正な利用に必要な場合は土地利用審査会の意見を聴いて必要な措置の勧告を行い、勧告に従わないときはその土地の買取りの協議を行います。なお、令和5年は、遊休土地はありませんでした。

⑤ 大規模土地取得等の事前協議

事後届出が必要な土地取得のうち、大規模な土地取得（2ha以上の宅地開発または10ha以上のゴルフ場、スキー場、遊園地等のレクリエーション施設等の土地取得）を行う場合は、福井県土地利用指導要綱に基づき、土地取得者に対し契約締結前に知事との事前協議を求めています。なお、令和5年は、大規模な土地取得の事前協議はありませんでした。

⑥ 農業振興地域の整備に関する法律および

農地法に基づく規制

各市町の農業振興地域整備計画で農業生産基盤整備事業が施行された土地等を農用地区域として位置付け、優良農地の維持・保全を図っています。

また、農地法では、農地を農地以外のものにする場合、知事（知事の権限移譲を受けた市町を含む。）または農林水産大臣が指定する市町の許可が必要ですが、農用地区域や集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地については、原則として許可できないこととされており、これらにより優良農地の確保を図っています。

⑦ 地価調査の実施

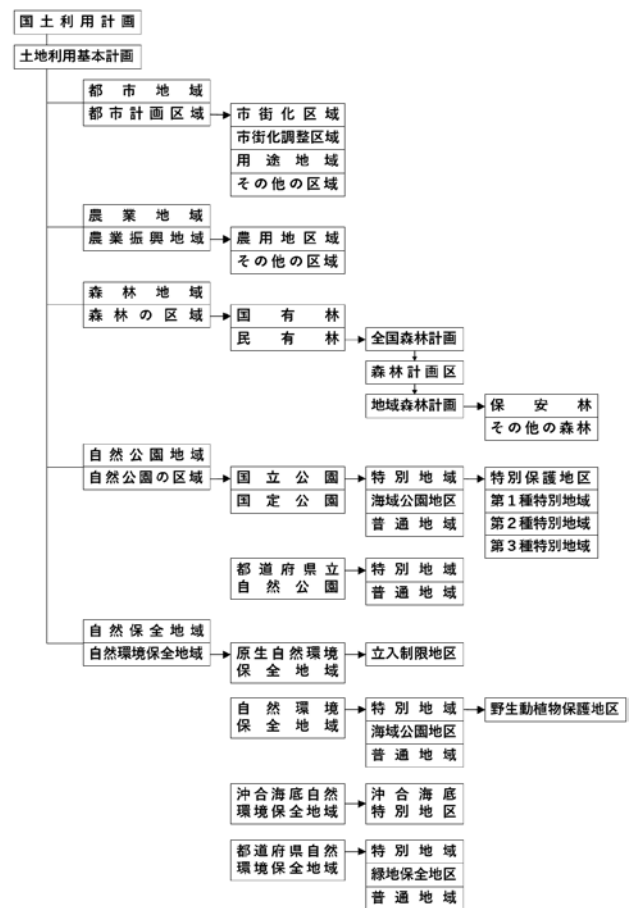
一般の土地取引などの価格の指標とするため、昭和50年から地価調査を実施しています。

令和6年は、7月1日を基準日として、基準地214地点を調査しました。その結果、平均変動率は前年と比較して全用途で△0.6%となり、住宅地は△0.7%、商業地は△0.4%と、下落傾向で推移しました。

⑧ 土地月間における広報活動の実施

土地関係施策等についての県民の関心を高め、その理解を深めるため、土地月間（10月）にポスター、パンフレットの配布などを行いました。

図5-2-6 土地利用計画の概要図



◆第2部 分野別施策の実施状況

(3) 都市計画【都市計画課】

都市計画は、都市内の限られた土地を建築敷地、基盤施設用地、緑地等に適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保することを目的としています。

その目的の実現には時間を要し、長期的な見通しをもって定められる必要があるため、あらかじめ長期的な視点に立った都市・地域の将来像やその実現に向けた大きな道筋（土地利用、市街地整備、自然的環境の保全等）を示す都市計画マスタープランが策定されています。

都市計画マスタープランには、都市計画区域^{*1}を対象として広域的・根幹的な都市計画に関する事項を県が定める「整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン^{*2}」という。）と、都市計画区域マスタープランに即して、市町域を対象として地域に密着した都市計画に関する事項を市町が定める「市町都市計画マスタープラン^{*3}」があり、これらの都市計画に関するマスタープランの適切な役割分担・相互連携により一体的な都市づくりのビジョンが形成されています。

本県においては、人口の減少、少子高齢化、財政の硬直化、環境問題の顕在化等社会経済情勢が大きく転換し、これまでの急速に都市が拡大する都市化の時代から安定・成熟した都市型社会に移行しています。このような中、より質の高い生活環境を形成し、都市の賑わいや潤いを維持・創出していくため、自然環境・歴史・文化等の地域の個性を守り活かし「魅力的な都市」、環境・経済・社会的に持続可能な「コンパクトな都市」を目指して都市づくりを進めていくことが、都市計画区域マスタープランの中で示されています。

これら都市計画に関するマスタープランに即して各種都市計画制度が活用されています。

例えば、「区域区分」という都市計画の制度があります。これは都市計画区域を、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街化を図るために、既成市街地や計画的に市街地整備を促進する「市街化区域」と農地や里山等からなり市街化を抑制する「市街化調整区域」区分するものであり、県内では福井都市計画区域に適用されています。

また、「地域地区」という制度では、都市計画区域内における土地の利用を計画的に行うため、建物の用途・形態、土地の区画形質の変更などの適正な制限のもとに、居住環境の保全、商業・工業などの利便増進、災害・公害の予防など、良好な都市環境の確保を図るために用途地域等を定めており、県内都市計画区域を有する14市町全てに適用されています。また、その他用途地域を補完する地区として、特別用途地区^{*4}、防火地域^{*5}および風致地区等を適用することができます。

さらに、地区レベルでは、地区の特性を活かした市街地環境の維持・形成を図るために、建築物の用途や形態および区画道路や公園等の地区施設の配置・規模等に関するルールを規定し、これに基づいて開発行為や建築物の建築をコントロール（届出・勧告）する地区計画を適用することができます。

この地区計画は、6市2町の34地区で適用されています。また、都市計画区域が指定されていない地域においても、都市計画区域に準じて必要な土地利用の規制・誘導が行える準都市計画区域^{*6}制度が平成12年の法改正により創設され、本県でも1区域が指定されています（数字は、令和6年12月末時点のもの）。

^{*1}都市計画区域：人口や産業が集積している市街地を含み、一体の都市として土地利用コントロール、市街地の整備および自然的環境の保全を図っていく区域であり、本県では11区域が指定されています。

^{*2}都市計画区域マスタープラン：全ての都市計画区域で、平成16年5月に策定、平成26年2月、令和6年9月に改定されています。

^{*3}市町都市計画マスタープラン：9市4町で策定されています。

^{*4}特別用途地区：地域の実態に応じてきめ細やかに用途をコントロールするために、用途規制をさらに規制または緩和する制度です。本県では8市で15地区定められています。

^{*5}防火地域：市街地における火災の危険を防除するために、防火性能の高い建築物の建築を義務付ける制度です。本県では、防火地域が4市、準防火地域が7市1町で定められています。

^{*6}準都市計画区域：そのまま土地利用を整理し、または環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発および保全に支障が生ずるおそれがあると認められる区域において指定します。